

タバコ対策の政策提言について(1)

## タバコ添加物の規制法と監督機関の創設

野上浩志

子どもに無煙環境を推進協議会、日本禁煙学会

本発表内容に関連し、発表者に開示すべきCOI(利益相反)関係にある企業などはありません。

2023.10.28-11.12 第17回日本禁煙学会学術総会(神奈川)

1

- 1 タバコ(加熱式タバコを含め)には、タバコの苦さやまずさを緩和させ、深く吸い込ませるためなどで、  
香料・甘味料・フレーバー・メンソールなど数多くの添加物が含まれ、喫煙者の感覚を麻痺させたり、依存性を高めたりする  
ことが報告されている。

・香料・フレーバーの毒性

⇒肺などに害を及ぼし、酸化ストレスの原因になり、DNAにダメージを与えて炎症を起こすなどの悪影響がある。

Kanae Bekki, et al., "Comparison of Chemicals in Mainstream Smoke in Heat-not-burn Tobacco and Combustion Cigarettes." Journal of UOEH, Vol.39, Issue3, 2017

・メンソールとニコチンは相乗効果により、ニコチン濃度を低くしてもニコチンの依存性を維持できる。

・メンソールタバコは、非メンソールタバコと比べ、禁煙が困難。

2

- メンソール・タバコの喫煙者は、そうでない喫煙者に比べ、**脳卒中のリスクが高くなる**ことが知られている。

米国で2001～2008年にかけて得られたデータの中から喫煙者5028人(女性2289人)を抽出し、メンソール・タバコの喫煙者1286(26%)人とそうでない喫煙者を比べた研究によれば、メンソール・タバコの喫煙者のほうが脳卒中のリスクが高かった(全体のオッズ比2.25)。

Nicholas T. Vozoris, et al., "Mentholated Cigarettes and Cardiovascular and Pulmonary Diseases: A Population-Based Study." JAMA Internal Medicine, Vol.172(7), 590-593, 2012

3

- ※ **タバコ規制枠組条約(FCTC)第9条および第10条**では、タバコの**添加物に関する科学的な評価や規制を推奨している**。

第10条 タバコ製品及び当該タバコ製品から生ずる排出物の毒性を有する成分について**情報を公衆に開示するための効果的な措置**を採択し及び実施する。

[https://www.mofa.go.jp/mofai/gaiko/treaty/pdfs/treaty159\\_17a.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofai/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_17a.pdf)

- ※ **ガイドラインの勧告**:

締約国は、タバコ製品の口当たりを良くするために使われる成分の**禁止あるいは制限を通じてタバコ製品の受容性を規制すべきである**。  
 ・タバコの刺激性をフレーバーで覆い隠すことは、タバコ使用の維持と促進をもたらす、公衆衛生の観点から**フレーバーなどの成分添加は正当化できない**。

[http://www.nosmoke55.jp/data/cop4\\_9\\_10\\_201103.pdf](http://www.nosmoke55.jp/data/cop4_9_10_201103.pdf)

4



- ・ **アメリカの州や欧州などではメンソールなどの風味添加を禁止する法が既に制定され広がりがつつある。**

#### メンソールなど「風味つきたばこ」も販売禁止 全米初の法律

2019年11月28日 FNNprime

アメリカ東部マサチューセッツ州で、メンソールやミントなどの「風味つきたばこ」の販売を禁止する法律が成立した。

「電子たばこ」だけでなく、「風味つきの紙巻きたばこ」を禁止するのは、全米で初めて。

#### CA州、フレーバー付きタバコの販売禁止へ 若年層への影響大

2020/9/9 Jetro

米カリフォルニア州のギャビン・ニューサム知事は、同州内でフレーバー付きタバコ製品の小売販売を禁じるカリフォルニア州法に署名した。2021年1月から適用される。この法律は、米国肺協会、米国心臓協会からの支持を受けていた。

#### 米、メンソールたばこ禁止へ 2022～23年中に製品基準の改定案

2021年4月30日 12時03分 朝日 <https://digital.asahi.com/articles/ASP4Z3TQPP4ZUHB100F.html>

米食品医薬品局(FDA)は、メンソールたばこや風味付きの葉巻について、国内で製造や販売を禁止する方針を示した。

7

- 3 **アメリカではタバコの添加物を規制する法律(2009年に制定)により、FDA(食品医薬品局)は、タバコ製品に使用される添加物の安全性や影響を評価し、必要に応じて規制する権限を持っている。**

例えば、メンソールやフレーバーなどの添加物が、喫煙者の依存性や健康被害を増加させると判断した場合、その使用を禁止する方針を発表し、またタバコに含まれるニコチンの量を低減することで、中毒性や喫煙率を減らすことを目指している。

8

3-2 EUではタバコの添加物を規制する法律を2014年に制定し、メンソールやフレーバーなどの添加物が禁止された。

カナダでは、2017年にメンソールやフレーバーなどの添加物が禁止され、また電子タバコのメーカーに対しても、販売状況や成分に関する情報を報告することが義務付けられている。

(法律が可決された結果、メンソールタバコを毎日吸っていた喫煙者の63%が禁煙を試み、24%が成功した。)

※以上の他、ブラジル(2012年)、エチオピア・モルドバ(2015年)、チリ、トルコなどでメンソールタバコが禁止されている。

4 しかし我が国では、タバコの吸入・喫煙の添加物については、口腔・気道・肺や全身への有害性などが不明あるいは評価外にもかかわらず、全くの規制外となっている(野放し、法的規制は何もない)。

9

※ 食品添加物については、蓄積された多くの科学的知見に基づき、分類やデータベースなどで細かい規制がなされている。  
吸入薬についても臨床試験データなどを基に認可がされている。

※ 「元々有害で依存性のあるタバコに、有害性が不明で、人への健康影響評価がなされていない添加物をどんなに加えても構わないではないか。喫煙者は全ての害を承知の上で、自己責任で吸っているだろうから許されるのでは。」

とでもタバコの製造販売者は考え、もしかして国も同調しているのだろうか？

10

## 5 日本禁煙学会などでは以上について、以下の要請をこれまで行ってきた。

(1) 2013年10月：国の規制改革に関する提案・意見募集へのタバコ対策の提案・要望（毎年要請してきた）

⇒タバコに含まれる添加物のうち特にメンソールや果実風味等はニコチン依存性を強めるので禁止とすべき

⇒2012年2月の財務省からの回答要旨 <http://notobacco.jp/kisei/minaoshian1110.htm#no6>

1. メンソール等をたばこに添加することを禁止する規制はございません。
2. FCTCのガイドラインは、締約国にその実施を義務付けるものではない。
3. メンソール等は、毒性があるものではなく、幅広く使用されているものであり、そのようなものの使用を禁ずべき十分な科学的根拠が明らかでなく、現時点で規制を課すことは不適當であると考えています。

11

## 6 日本禁煙学会では、2023年2月に「次期国民健康づくり運動プラン(健康日本21第三次計画)へのタバコ対策についての意見・提案」を提出した

要旨⇒

FCTC(タバコ対策枠組条約)に沿って、日本政府として府省庁を超えて、タバコ対策を重点施策として調整し進めるべき

<https://notobacco.jp/pslaw/次期国民健康づくり運動プランへのタバコ対策についての意見・提案2302.pdf>

10(5) 加熱式タバコの広告宣伝の過熱化が憂慮され、メンソールやフレーバーなどの添加物により若者世代のタバコ依存を強める動きがあり、諸外国並みに添加物の禁止・規制、広告拡販の制限が必要となってきました。

12



7 上記の「健康日本21第三次計画」に関連して、2023年4月に

**パブコメ**:「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部を改正する件に関する意見募集」があり、以下の意見を提出した。

<https://blog.goo.ne.jp/tobaccofree/e/f42b14dee80add687ad626df873e10c6>

**意見**⇒FCTCに沿った諸施策を進めるとともに、たばこに含まれる添加物、特にニコチン依存性を強め、疾患の発症を促進するメンソールや香料・フレーバー等は、諸外国の取り組み等も踏まえ、府省庁レベルで調整・対処し、禁止とすべき。

**厚生労働省からの回答**

⇒たばこに関する施策については、エビデンスの収集を行い、専門家や関係者のご意見も伺いながら取組を進めているところ、ご指摘も踏まえつつ、国として引き続き、どのような施策を実施すべきか検討してまいります。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000254259>

13

## 【今後の課題と方向】

8 2005年2月27日にFCTCが発効し、18年半が経過した。

- ・FCTCの発効後、政府は「**たばこ対策関係省庁連絡会議**」を設置し、**タバコ対策について府省庁で連絡調整を進めるはずであったが、2005～2014年に4回開催されたのみで、タバコ対策・施策について実効性のある連絡調整が全くさなれていない。**
- ・**我が国でも、厚労省と財務省等が府省庁を超えて、日本政府としてFCTCに沿って、タバコ対策を重点施策として調整し進めるべき。**

14

2022年7月10日の参議院議員選挙の政党への公開アンケートでは  
《回答3》 タバコの添加物を我が国でも法的に禁止することについて

自民 ⇒ 添加物の依存性については、更なる科学的、医学的知見の集積が必要と考えています。

公明 ⇒ 検討する

立憲 ⇒ 諸外国における禁止の立法例や添加物入りのタバコの健康への影響を精査した上で、健康増進などの観点から、検討していくべき課題。

国民 ⇒ 現状を把握し、科学的な見地から検討が必要だと考えます。

維新 ⇒ 検討する

共産、社民 ⇒ 賛同し進める

出典: 国政選挙での政党へのタバコ対策の公開アンケートの結果 および施策の課題についての論考

15

9 わが国でも、FCTC第9条および第10条に沿って先進国並みに  
タバコの添加物を規制する法律およびその監督機関を早急に創設し、

- ・香料・甘味料・フレーバー・メンソールなど数多くの添加物規制
- ・ニコチンの量規制 (禁止へ)
- ・これからも新規に開発される可能性のあるタバコ製品規制  
(既存の水タバコなどを含め)

などの法制化を進めるよう、政府、政党、国会、また医療保健機関などへ情報提供と要請を強め、

**「タバコ添加物の規制法と監督機関の創設」**

の実現化を進めていきたい。

ご清聴ありがとうございました。

16